



● 第5次 ●

概要版

湖西市 男女共同参画推進計画

誰もがいきいき輝くまち・こさい

1. 計画策定の趣旨

湖西市では、平成13年3月に「輝く未来を…女と男^{ひと}プラン^{ひと}こさい」(第1次計画)を策定し、平成23年3月には「女と男^{ひと}プラン^{ひと}こさい(改訂版)」(第2次計画)、平成28年3月には「第3次湖西市男女共同参画推進計画」、令和3年3月には、「第4次湖西市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて施策を積極的に展開してきました。

現行の第4次推進計画の計画期間が令和7年度末で終了することを踏まえ、社会情勢の変化や市を取り巻く環境に対応するために、「第5次湖西市男女共同参画推進計画」を策定します。

2. 計画の期間

令和8年度から令和15年度の8年間を計画期間とします。

なお、計画期間の中間となる令和11年度に中間見直しを行います。

令和		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
第4次計画											
第5次計画	基本構想										
	実施計画	見直し・計画策定	前期計画				後期計画				
次期計画											見直し・計画策定

3. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項、「湖西市男女共同参画推進条例」第12条に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

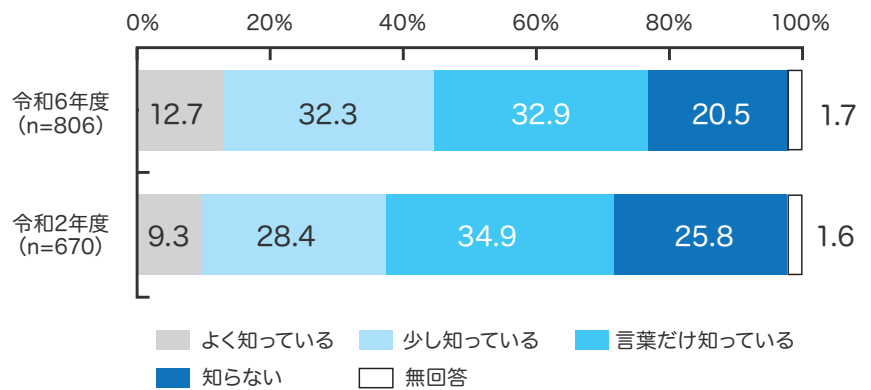
また、本計画は以下の計画を包含しています。

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」

4. 湖西市の現状

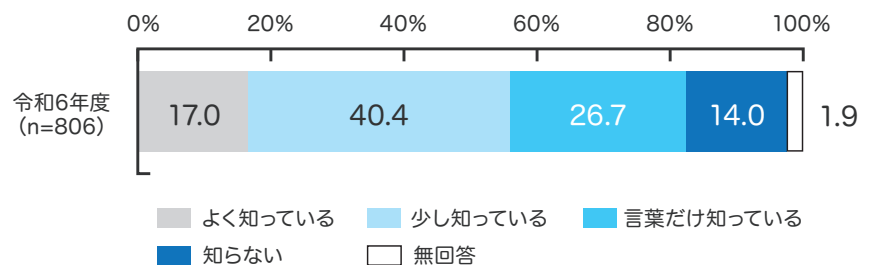
① 男女共同参画という言葉・考え方の認知度

「よく知っている」、「少し知っている」、「言葉だけ知っている」を合わせた「知っている」が77.9%と、令和2年度と比べて5.3ポイント増加したものの、約2割が「知らない」と回答しており、一層の啓発を進めていく必要があります。



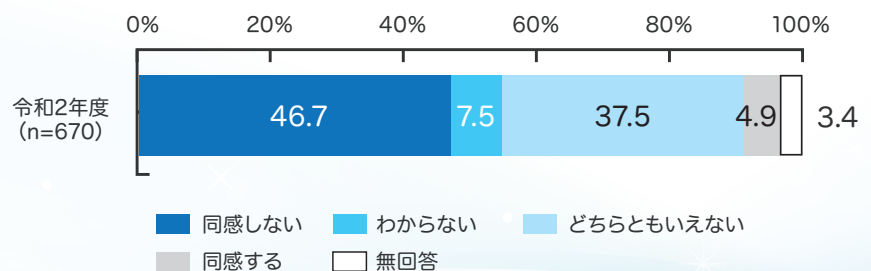
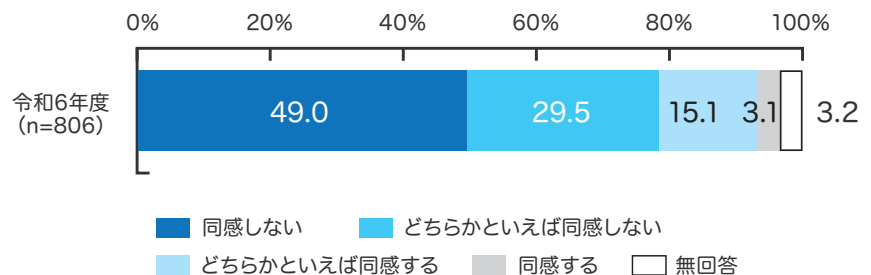
② 性的マイノリティ(またはLGBTQ+)という言葉・考え方の認知度

「よく知っている」が17.0%、「少し知っている」が40.4%、「言葉だけ知っている」が26.7%、「知らない」が14.0%となっており、より理解が進む取組を継続していくことが求められます。



③ 性別役割分担意識についての考え方

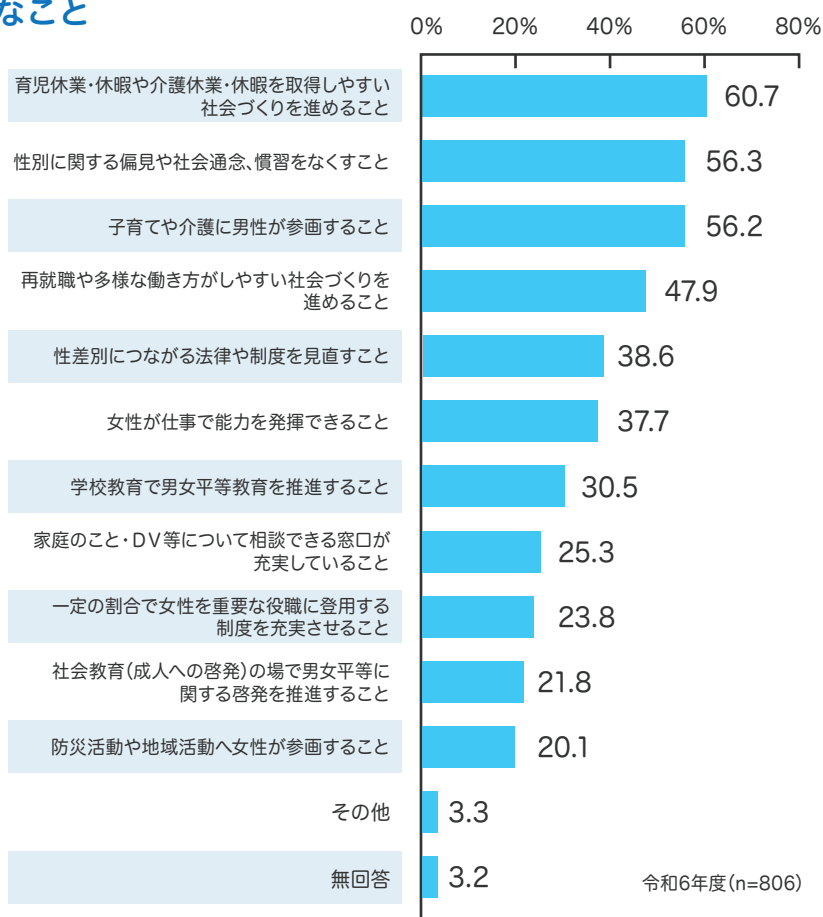
『男は仕事、女は家庭』というような男女の役割を固定的に考える性別役割分担意識について、「同感しない」割合が「同感する」割合を大きく上回っています。



4 男女平等を達成するために重要なこと

「育児休業・休暇や介護休業・休暇を取得しやすい社会づくりを進めること」が60.7%と最も多く、次いで「性別に関する偏見や社会通念、慣習をなくすこと」が56.3%、「子育てや介護に男性が参画すること」が56.2%などとなっています。

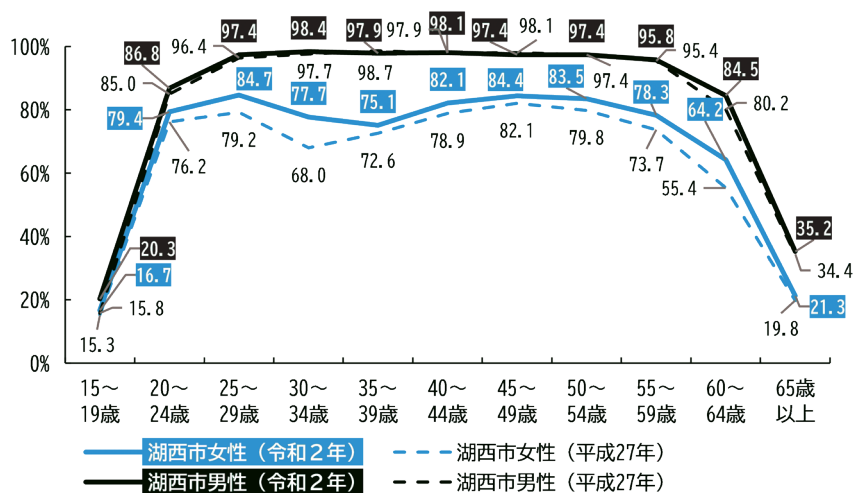
男女の地位が平等になるよう、施策を検討していくことが重要です。



5 年齢階層別労働力率(男女別)

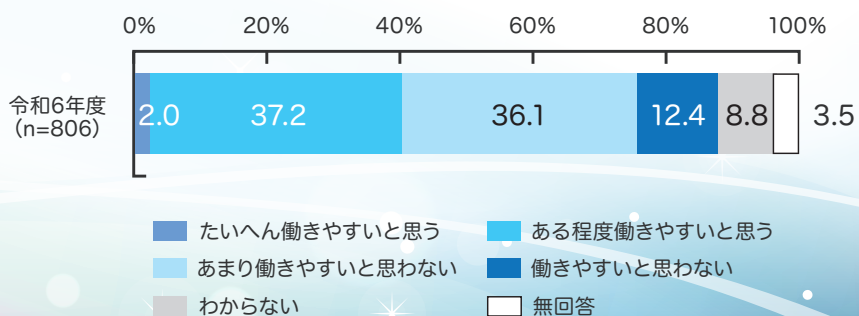
年齢階層別労働力率は、女性においては、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上層するM字カーブを描いています。

しかし、令和2年の年齢階層別労働力率は平成27年に比べて上昇しており、M字カーブが浅くなってきていることがわかります。



6 現在の女性の働きやすさ

「あまり働きやすいと思わない」と「働きやすいと思わない」を合わせると約半数が働きやすいと思わないことがわかります。女性の働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。



5. 施策の体系図

基本理念

めざすまちの姿

誰もがいきいき輝くまち・こさい

柱

I. ジェンダー平等意識の醸成

II. ジェンダーギャップの解消

III. 安全・安心なくらしの実現

基本目標

1
あらゆる人の人権の尊重

2
国際的な視点に立った
男女共同参画

1
固定的な性別役割分担
からの脱却

2
あらゆる人が対等に
参画する機会の確保

3
ジェンダー平等の視点に
たったワーク・ライフ・
バランスの実現

1
ジェンダーに基づく
あらゆる暴力の根絶

2
あらゆる人の生涯に
わたる心身の健康の実現

3
生活に困難を
抱える人への支援

施策の方向性

1
① 男女共同参画と
人権尊重の意識づくり
▶ 指標No.1

② 男女共同参画に関する
教育や学習の推進
▶ 指標No.2

③ 性の多様性に関する
理解・取組の促進
▶ 指標No.3

2
④ 国際社会の動きに沿った
男女共同参画の推進
▶ 指標No.4

1
⑤ 男女共同参画の視点に
立った制度や慣行の見直し
▶ 指標No.5

2
⑥ 政策・方針決定の場への
女性の参画促進
▶ 指標No.6

⑦ 地域における
男女共同参画の推進
▶ 指標No.7

⑧ 女性の視点・多様性への配慮
を取り入れた防災体制の実施
▶ 指標No.8

3
⑨ 男性の家事・育児・介護への
共同参画の促進
▶ 指標No.9、10

⑩ 働く場における女性活躍の
促進
▶ 指標No.11、12

1
DV防止・困難女性
⑪ ジェンダーに基づくあらゆる
暴力の根絶
▶ 指標No.13、14

2
困難女性
⑫ 性と生殖に関する健康と権利
(セクシュアル・リプロダク
ティブ・ヘルス/ライツ)に
基づく健康支援
▶ 指標No.15

3
困難女性
⑬ 生活に困難を抱える人への
支援
▶ 指標No.16

I

ジェンダー平等意識の醸成

① あらゆる人の人権の尊重

性別や性自認などにかかわらず、全ての人が尊重されるまちを目指します。

施策の方向性

- (1) 男女共同参画と人権尊重の意識づくり
- (2) 男女共同参画に関する教育や学習の推進
- (3) 性の多様性に関する理解・取組の促進

No.	指 標	現状 令和6年度	目標 令和11年度
1	「男女共同参画」という言葉・考え方の認知度	77.9%	83.5%
2	学校生活の場で、男女共同参画が実現できていると思う人の割合(小中学生)	-	70.0%
3	「性的マイノリティ(またはLGBTQ+)」という言葉・考え方の認知度	57.4%	78.4%

② 国際的な視点に立った男女共同参画

国際的な視点を醸成するとともに、外国人市民にとってもジェンダー平等が尊重されるまちを目指します。

施策の方向性

- (4) 国際社会の動きに沿った男女共同参画の推進

No.	指 標	現状 令和6年度	目標 令和11年度
4	ジェンダーギャップ指数の認知度	-	40.0%



① 固定的な性別役割分担からの脱却

性別に基づく固定的役割分担意識や偏見をなくし、誰もが自分らしく生きることができるまちを目指します。

施策の方向性

(5) 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

No.	指 標	現状 令和6年度	目標 令和11年度
5	「男は仕事、女は家庭」との男女の固定的な役割分担に同感しない人の割合	49.0%	51.4%

② あらゆる人が対等に参画する機会の確保

性別にかかわらず、あらゆる人が社会の全ての場において対等に参画できるまちを目指します。

施策の方向性

(6) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

(7) 地域における男女共同参画の推進

(8) 女性の視点・多様性への配慮を取り入れた防災体制の実施

No.	指 標	現状 令和6年度	目標 令和11年度
6	市政に女性の意見が反映されていると思う人の割合	24.9%	33.1%
7	地域(自治会・PTA等)において男性が優遇されていると思う人の割合	47.1%	40.0%
8	防災会議の女性委員の割合	9.0%	20.0%以上

③ ジェンダー平等の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現

男女が対等な立場でキャリアを継続し、支え合いながら柔軟な働き方を選択できるまちを目指します。

施策の方向性

(9) 男性の家事・育児・介護への共同参画の促進

(10) 働く場における女性活躍の促進

No.	指 標	現状 令和6年度	目標 令和11年度
9	女性が働きやすい状況の原因として、「男性よりも家事・育児・介護の負担が大きい中で働くこと」と回答した人の割合	80.1%	75.0%
10	男性が育児休業を取得しやすいと答えた人の割合	44.3%	73.5%
11	職場において男女の地位が平等と思う人の割合	26.1%	34.7%
12	女性が働きやすいと答えた人の割合	39.2%	47.0%

① ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

ジェンダーに基づくDVや暴力、ハラスメントなどを根絶し、誰もが不安なく暮らせるまちを目指します。

施策の方向性

(11)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

No.	指 標	現状 令和6年度	目標 令和11年度
13	DVを受けたことがある人の割合	女性 13.4%	女性 6.8%
		男性 5.8%	男性 2.1%
14	セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合	女性 15.1%	女性 10.3%
		男性 5.5%	男性 1.4%

② あらゆる人の生涯にわたる心身の健康の実現

性と生殖に関するあらゆる事柄について、正しい知識と自己決定権を持ち、安全で健康な生活を送ることができるまちを目指します。

施策の方向性

(12)性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に基づく健康支援

No.	指 標	現状 令和6年度	目標 令和11年度
15	「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉・考え方の認知度	-	10.0%

③ 生活に困難を抱える人への支援

女性であることや社会的な状況によって生じる困難を解消し、誰一人取り残されないまちを目指します。

施策の方向性

(13)生活に困難を抱える人への支援

No.	指 標	現状 令和6年度	目標 令和11年度
16	困難を抱える女性に対する相談窓口を知っている人の割合	-	50.0%

7. 計画の推進

1 計画を推進する体制の整備

■ 庁内における推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進するために、庁内各課は、男女共同参画に関する施策を、連携して総合的に推進します。また、庁内関係各課長で構成される「**湖西市男女共同参画推進委員会**」を設置し、計画実施についての調整、進捗状況の報告・評価などを行います。加えて、研修などを通じて、男女共同参画の視点を持った職員を養成します。

■ 市民参画による推進

市民の意見を施策に反映させるために、市民・各種団体・企業・学識経験者などで構成される「湖西市男女共同参画審議会」を設置し、施策の提言、助言などを行える場を設置します。

■ 国と県との連携及び協力

市単独では解決できない問題に際しては、国や県、さらには近隣市町と連携を行い、計画を推進します。

